

PTAクラブに関する細則

第1章 趣旨

第1条 PTA会員が親睦を深め、PTA活動を活性化させることを目的とする。

第2章 設立の申請

第1条 会員は3名以上の連名をもって、実行委員会に対してクラブ設立の申請をすることができる。設立の申請書には、クラブ設立の趣旨、年間の活動予定、責任者の氏名と発起人の名簿を添付することとする。

第3章 設立の承認

第1条 設立申請がなされた場合、実行委員会は遅滞なく審議の上、次の各号に該当すると認める場合には、その決議によりクラブ設立を承認する。

1. PTA活動としてふさわしいと認められるもの。
2. 継続した活動が認められるもの。
3. 部長ないし世話役として責任者が定められるもの。
4. 活動が会員にとって公平かつ公けになされること。
5. 従来の設立されたクラブと重複するものでないこと。

第4章 登録・活動継続届

第1条 PTAクラブの登録は年度ごととする。PTAクラブの代表は、年度当初に活動継続届をPTA役員会に提出する。当該活動継続届をもって年度登録とする。

第5章 名称と所属

第1条 クラブの名称は「箕面市立彩都の丘学園PTA○○○クラブ」とする。

2. クラブは、本部役員会の所管とする。

第6章 活動の便宜

第1条 設立されたクラブは、学校及びPTAより次の便宜を受けることができる。

1. クラブは、その運営に必要な経費の一部をPTAから補助金として受けることができる。
2. 年度途中で発足したクラブに対する補助金についてはその都度実行委員会で審議する。
3. PTA活動保険による事故の際の手当。

第7章 クラブの義務

第1条 クラブは、以下を遵守することとする。

1. 原則として、毎月1回以上の活動を行うこと。
2. 新年度に新入会員を公募すること。
3. 前年度の活動報告書と当該年度の活動計画及び責任者名を一学期中に実行委員会にて報告、提出すること。
4. 活動場所での責任は各クラブが負い、自主管理を行うこと。
5. 原則、学校の備品は使用しない。
6. 毎月末までに、学校に翌月の活動予定を届けること。

第8章 廃部及び休部について

第1条 クラブは次の事由により、実行委員会の決議によって廃部もしくは休部とする。

1. 第7条の要件を満たさないとき。
2. 責任者が定まらないとき。
3. メンバーが集まらないとき。
4. その他、PTA活動として好ましくない事由が生じたとき。

第9章 細則の改正

第1条 この細則の改正は、実行委員会の協議で行う。その内容については必要に応じて全会員に告知されなければならない。